



資料2-1

府食第592号

平成17年6月10日

厚生労働省医薬品食品局

食品安全部 監視安全課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局

評価課長

食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について

平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524001号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、平成17年5月31日に開催された第25回プ
リオン専門調査会における審議及びその後の専門委員からの意見を踏まえ、別添のとおり資料が必要となりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、資料の提出をお願いいたします。



府食第592号
平成17年6月10日

農林水産省
消費・安全局衛生管理課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局
評価課長

食品健康影響評価に係る資料の提出依頼について

平成17年5月24日付け17消安第1380号をもって農林水産大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた、米国及びカナダ産の牛肉及び牛の内臓について、平成17年5月31日に開催された第25回プリオン専門調査会における審議、及びその後の専門委員からの意見を踏まえ、別添のとおり資料が必要となりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、資料の提出をお願いいたします。

厚生労働省及び農林水産省に対して要請する資料

1. 米国及びカナダと日本の BSE 対策の異なるポイントを示した一覧。
2. 米国及びカナダの BSE 対策について時系列に整理したもの。
3. 米国・カナダのリスク評価の報告書（ハーバード、EFSA、国際調査団等）をまとめたもの。
4. 米国において 20 ヶ月齢以下と識別される牛について、3 種類の月齢証明方法によるポピュレーションはそれぞれ何%か（現状と予想）①個体別に判明する群、②繁殖群として生まれ月の判明する群、③枝肉等級で判明する群、④輸出規制後、予想される各々の構成。
5. コンプライアンスに関して報道された事案（スキャンダル）に対する米国政府からの回答（労働組合委員長の報告書、GAO の報告書、vCJD 集団発生の疑い等）。
6. 日本、米国、カナダにおける BSE 検査について、①各国の検査方法、②疑陽性数、③高リスク牛（BSE 症状牛、死亡牛、歩行困難牛別）、健康牛別の検査頭数。④各国の高リスク牛及び健康牛の頭数。
7. 米国及びカナダにおける牛の飼育形態（飼料内容含む）。
8. パッカーの構造、従業員数、処理頭数。
9. リスク評価対象牛の詳細な情報（品種、月齢構成、飼育形態等）。
10. 以下の項目について主な経緯を時系列で箇条書きに記載して整理した表。
 - ①米国との協議（日米 BSE 作業部会、月齢判定作業部会なども含める）、②カナダとの協議、③食品安全委員会での作業（米国での BSE 発生以後）
11. 米国について
国際調査団の勧告に対する米国の対応（項目別の表）
12. カナダについて
国際調査団または国際諮問組織の有無：有る場合には勧告内容と対応状況
13. 米国とカナダについて
 - ①屠畜場での作業のフローチャート：日本との比較
各段階における検査員の配置状況
Ante mortem inspection および Post mortem inspection での検査要領
 - ②代表的 SSOP と HACCP の見本
BSE 対策での Critical control point の明示
 - ③肉質鑑別にあたる検査員の配置状況と作業量
 - ④餌の規制の項目別整理（米国における飼料規制の除外品目について）
除外品目（Blood、Blood products、Poultry litter 等）、使用方法、使用対象動物（乳牛、肉牛等）

* 必要に応じて食品安全委員会事務局が協力する。